

警察庁保安課 加藤達也課長 講話

全日遊連1月20日全国理事会

(要旨)

旧年中は警察行政の各般にわたり、皆様に深い御理解と御協力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りして御礼申し上げます。また、本年も引き続き宜しくお願ひいたします。

今日は若干お時間をいただい

ておりますので、年頭に当たり、皆様方に、ばらんこが身近な大衆娯楽として広く国民から評価されるために必要ではないかと考えられることを何点かお話しさせていただきます。

の姿のばらんこを望むファンの声が高まっていることが、先の結果からうかがい知ることがであります。

しかしながら、業界が懸命に取り組みを続けていながらも、依然として、ばらんこののめり込みが要因となって犯罪に走ったというような報道や児童の車内放置事故が散見されるとも事実であります。昨年5月には高知県下のホール駐車場内に乳児を残し、パチスロ遊技をしていた結果、熱中症により乳児が死亡し、母親が重過失致死罪で逮捕される、という痛ましい事件が発生するなど、残念ながら同様の事故が3年続けて発生しております。

1点目は、手軽に安く安心して遊技ができる環境整備についてであります。

ばらんこ産業の現状について申し上げると、公益財團法人日本生産性本部の「レジャー白書2010」によると、市場規模は6年連続して減少し、かつて30兆円と言っていたものが、平成21年は21兆7億円となつております。ただ、下げ幅は前年対比マイナス3%と2年連続して減少しております。一方で、平成21年のばらんこ参加人口につきましては、前年対比140万人増加と2年連続して増加に転じております。

ばらんこ参加人口の増加に反映されたものと推察するところであります。

このように射幸性を抑制して、幅広い年齢層のお客さんがボケットマネーの範囲内で、手軽に安く安心して遊技を楽しんでもらうことが、身近な大衆娯楽としてのばらんこ本来の姿であると思います。そして、その本来

2点目は、いわゆるのめり込みについてです。

この問題に対応する機関として、貴団体の支援で設立された、ばらんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の活動があります。当機関の代表である西村代表には、毎年、警察庁

厳しい業況下にあっても、業界全体で射幸性を抑えた取組みを推進され、とりわけ、1円ばらんこ等の低貸玉営業の普及が、

のめり込みに起因する重大事件、

未来へのチャレンジ

株式会社 森創

〒452-0817 名古屋市西区二方町12番地
TEL (052) 501-6521(代) FAX (052) 501-9543
URL <http://www.moriso.jp/>

を持つて遂行し、今年こそ、このような痛ましい事故を無くし、

これを毎年更新していくことを期待しております。

遊技機の不正改造について

3点目は、遊技機の不正改造についてです。

これまでの検挙件数を見ると、平成20年が20件、平成21年が12件、昨年の9月末現在で4件と、年々減少しております。その背景として、不正に強い遊技機づくり、不正情報の収集、立入検査等、業界における様々な取組みが奏功していることが挙げられるとしています。とりわけ、遊技産業健全化推進機構の活動は、立入検査店舗数が1万店舗を超えるなど、業界内に確実に浸透しており、この立入検査を端緒に検挙した事例も10件に上るなど、その成果も着実に上がっていると認識しております。ただ、昨年、この機構の立入検査に対して、一部のホールが、これまでに前例のない問題ある対応をとるといった残念な事案が2件立て続けに発生いたしました。業界の総意で設立し、業界全体でその活動を支えている機構の活動が円滑に行われるには、不正を排除しようという業界全体の意思が必要不可欠であります。この点をしっかりと認識していただき、今後、同種事案が発生することがないよう対処していただく必要があ

ると思います。

一方で、こうした業界の取組みだけでなく、各ホールでの不正防止対策も重要であります。

ゴト事案も含めまして、不正改造の手口は、一層、悪質巧妙化しております。目視での発見が困難となっているほか、ばらんこ遊技機に係るハンドル固定事犯や回胴式遊技機に係る貯留メダル精算ボタンのコネクタ外し事犯

警察と致しましては、引き続き、機構からの通報に適切に対応するなど、業界の取組みに積極的に協力しながら、不正手口にも着眼した取締りを推進してまいりたいと考えております。

さらなる営業の健全化に向けた取組み

4点目は、さらなる営業の健全化に向けた取組みについてです。

その一つは、賞品買取り問題であります。ご承知のように、風呂法は、ばらんこ営業者が客に提供した賞品を買い取ることを禁止しております。賞品買取行為とは、営業者がその遊技場で提供した賞品を買い取る場合のほか、営業者が直接に賞品を買い取るものでない場合であつても、営業者がこれに関与していると認められる場合には取締りの対象としております。この

規定しているところが多く、これが行政処分の対象としています。昨年も、ホール営業者が賞品買取間屋や賞品買取所と共に買って、それに対応する遊技球やメダルの数量に差を設けるなどの営業実態があり、当該違反による行政処分を受けている事例も多々あるといった話を聞きます。賞品は市場価値より一定の幅があることはあり得るとしても、同一店舗でこのような事態が生じることは明らかに筋が通らない話であります。

この買取り、買い取らせの規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並んでばらんこ営業の根幹をなす規制の一つであり、一般人から見て賭博と一線を画す営業であることがはつきり分かるようにするためにも、是非とも遵守していただきなくてはならない規制であることを、今一度ご認識していただければ

次号予告

- ・第2回遊技業青年部会全国交流会開催
- ・第36回P C S A 公開経営勉強会
- ・三重県遊協経営者・ホール責任者研修会
- ・各メーカー第一線営業マン新春座談会 PART 3
- ・もっと楽しく！もっと遊べる！ばらんこ&パチスロフェスタ

金枠、表枠の開閉が同一キーでできる ダブル錠 斬新なデザイン、機構の極限を追求したパチンコ機に於ける複式施錠装置

守山工業株式会社

T463-0003
愛知県名古屋市守山区大字下志段味字熊田442番地
電話：052-739-3511(代) FAX：052-739-3512